

さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の検討等を行うため、さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

3 委員会は、必要に応じ、第1項の事務に係る検討等の状況を市長に報告するものとする。

（組織等）

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条第2項の規定による報告を行うまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(部会)

第7条 委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち委員長が指名した者（以下「部会員」という。）で組織する。

3 部会には、部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

5 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、前2条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、政策局内に事務局を置く。

2 委員会の会議録は、事務局が作成する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。